

職務内容書

年金積立金管理運用独立行政法人 監事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

年金積立金管理運用独立行政法人（管理運用法人）は、厚生年金と国民年金の給付の財源となる年金積立金をお預かりして管理・運用を行い、その収益を国に納めることにより、年金制度の運営の安定に貢献することを使命としています。

この管理運用法人における事業の業務監査、法人の財産等の会計監査を行う監事として、中立性・公平性を担保し、法人運営の効率化、透明性の確保など経営改革を実現していくための監査業務を遂行できる意欲と能力のある人材を求めています。

1. 機関名：年金積立金管理運用独立行政法人

（法人の業務概要）

管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関する方針を定めた「管理運用方針」を策定し、信託銀行や投資顧問会社へ運用委託を行うとともに、主に以下の業務等を行っています。

- ポートフォリオの策定
- 運用受託機関の選定・管理
- 管理運用法人が管理・運用する資産全体の管理（リスク管理等）
- 給付に充てるための流動性の確保等

2. ポスト：監事 1ポスト1名

（任期 2年：平成22年4月1日～平成24年3月31日）

3. 職務内容

管理運用法人の業務監査、法人の財産等の会計監査及び法人の長及び主務大臣に監査結果に基づき意見の提出を行うとともに、業務の運営状況を把握するため、経営管理会議に出席する。

また、他の独立行政法人等の監事との意見交換による情報収集を行う。

4. 必要な資格・経験

○原則として任期満了時点で65歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）

- 中立性・公平性を確保し、在任中は利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 業務監査及び会計監査を行うに足る能力を有していると認められること。
- 年金運用等における業務監査に必要な知識があること。
- 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5. 勤務条件

- 勤務形態：常勤
- 勤務地：東京都千代田区霞が関1-4-1
- 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- 給与：役員給与規程（俸給月額726,000円（税込））、調整手当（俸給の12%）、通勤手当（原則実費）、特別手当（3.1か月分（21年度実績））及び役員退職手当支給規程による。
- 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- その他：法人の規程等に定めるところによる。（株式等の取引等について禁止規程あり）

6. 選考方法

- （1）一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- （2）二次選考（面接）
- （3）外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

7. 応募方法

（1）応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（JIS規格履歴書に写真を貼付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書（A4版 2000字程度）

テーマ「自らの知識・経験を今後の職務にどのように活かしたいか」

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式により、又は下記アンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

【[アンケート用紙](#)】

（左クリックするとアンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック☑等を記入して下さい。）

なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

(2) 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房人事課
電話：03-3595-2077（直）

(3) 応募期限

平成22年2月22日（月）必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は年金積立金管理運用独立行政法人法の役員欠格条項に該当する場合は、監事になることはできません。

○独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○年金積立金管理運用独立行政法人法

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）